

平成30年 第15回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 17

会議日程・付議事件

会議日時 平成30年11月15日(木) 午後1時30分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第45号	工事計画の策定及び執行の申し出について	
5	議案第46号	川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について	
6	議案第47号	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	

出席者

教 育 長            石 田       剛

委            員            加 藤 隆一郎  
(教育長職務代理者)

委            員            服 部       保

委            員            鈴 木 温 美

委            員            坂 本 かおり

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	若 生 雅 史
こ ども 未 来 部 長	中 塚 一 司
教 育 推 進 部 副 部 長	中 西 哲
教育推進部副部長（学校教育担当）	株 本 一 男
こ ども 未 来 部 副 部 長	山 元 昇
教 育 総 務 課 長	武 富 祥 平
学 務 課 長	志 波 仁 史
学 校 教 育 課 長	西 門 隆 博
教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	荒 木 浩
教 育 支 援 セ ン タ ー 主 幹	土 本 純 平
社 会 教 育 課 長	大 屋 敷 美 子
社会教育課主幹兼文化財資料館長	田 中 肇
中 央 図 書 館 長	村 山 尚 子
川 西 公 民 館 長	藤 井 恵 子
こ ども 支 援 課 長	岩 脇 茂 樹
幼 児 教 育 保 育 課 長	丸 野 俊 一
幼 児 教 育 保 育 課 主 幹	河 南 裕 美
こども・若者ステーション所長兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	増 田 善 則
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 主 幹	小 林 尚 司

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	四 方 田 政 樹
---------------	-----------

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 4 5	工事計画の策定及び執行の申し出について	30.11.15	30.11.15	可 決
議案 4 6	川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について	30.11.15	30.11.15	可 決
議案 4 7	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	30.11.15	30.11.15	可 決

[ 開会 午後 1 時 3 0 分 ]

石田教育長 それでは、只今より、平成 3 0 年第 1 5 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長  
（武富） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。  
本日は、全員出席でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、服部委員、加藤委員を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

石田教育長 では次、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 1 4 回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長  
（武富） それでは、第 1 4 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。  
1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5 ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

署名委員の署名については、坂本委員、服部委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第 1 4 回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長      ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長      では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長  
(若生)      それでは、1点目、教育推進部から、平成30年度川西市立学校、幼稚園、保育所の運動会・体育大会についてご報告させていただきます。

10月13日に実施の保育所をもちまして、市立学校、幼稚園、保育所、認定こども園の運動会、体育大会が終了いたしました。

今年度は、夏休み前からの異常気象で、練習中の熱中症が心配されたところでございますが、9月になると雨天が続き、練習時間の確保が難しい状況となりました。また、悪天候の影響により、開催時間や開催日程を変更せざるを得ない状況が相次ぎ、平日での開催を余儀なくされた学校もございました。中には、たび重なる延期で、部分的にしか演技を披露できなかった学校もありました。

そのような状況の中でも、小・中学校では、どの学年の子どもたちも、走、表現、団体競技等において、精いっぱい演技する姿が見られ、見ている人を引き込むような迫力、真剣さ、かわいらしさが伝わってきました。また、演技や競技だけではなく、仲間を応援する姿や係の仕事に責任を持って取り組む姿もあり、子どもたちの成長を感じる体育的行事となっております。

幼稚園の子どもたちは、リレー競争などにおいて、自信を持って取り組んでいる姿を見せてくれました。最後の総行進ではしっかりと前を向いて、胸を張って歩んでいました。また、趣向を凝らした保護者参加型の種目も各園で繰り広げられました。

保育所では、1歳から5歳までの子どもたちが普段の活動をベースに、運動あそびやリズムあそびを楽しみながら取り組んでおり、年齢を追って成長している様子が、多くの保護者とともに確認することができるよい機会となりました。

今年開設しました牧の台みどりこども園では、3歳から5歳までの1・2号児と0歳から2歳までの3号児の運動会を、日を別にして行いました。いずれの子どもたちも生き生きと運動会を楽しんでいました。

以上、報告いたしました運動会や体育大会等につきまして、来賓としてご訪問いただいた教育委員の方々におかれましては、ご多忙の中、子どもたちの演技をご観覧いただき、ありがとうございました。

続きまして、2点目、第62回川西市立小学校・養護学校(小学部)連合音楽会についてご報告させていただきます。

11月6日(火)川西市キセラホールにおきまして、第62回川西市小学校・養護学校(小学部)連合音楽会が開催されました。

市内16小学校の4年生及び川西養護学校小学部の子どもたちが、午前・午後の2部に分かれ、音楽を通じて、交流を図りました。

各校とも、創意工夫を凝らした楽器演奏や合唱などを発表し、他校の子どもたちとともに歌い、聴き合うことを通して、音楽の楽しさや素晴らしさを感じる機会を持つことができました。

また、川西養護学校の発表では、清和台小学校の子どもたちが同じステージに応援で出場し、客席の子どもたちも一体となって応援していました。自校だけではなく、他校の子どもたちを応援し、みんなで音楽をつくり上げようとする気持ちが育っていることがわかる、温かい様子がございました。

今回は、会場を文化会館からキセラホールに変えての初めての連合音楽会でしたが、音楽科研究部会の先生方の事前の周到な準備により、例年どおりつつがなく会を進めることができました。連合音楽会は、音楽専科や学年の教員にとって、他校の指導技術や方法を学ぶ研修の場となっています。また、各校においては、連合音楽会に向けて、音楽専科と学年の教員が協働して音楽をつくり上げることを通して、指導技術だけではなく、教職員の協働体制の向上にも効果を発揮しております。そのような教職員の姿勢は、子どもたちにより影響を与えているものと感じています。

続きまして、3点目、川西市における部活動の在り方に関する方針についてご報告させていただきます。

本市の部活動の在り方につきましては、これまでその概要を報告し、ご協議賜ったところでございますが、「川西市における部活動の在り方に関する方針」として、10月30日の校長会議での説明を経て、平成30年11月に策定いたしました。

本方針は、本年3月にスポーツ庁が策定した「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」や兵庫県教育委員会が本年9月に策定した「いきいき運動部活動(4訂版)」を踏まえ、部活動の今日的課題を適正化し、本市の中学校の部活動がより効果的で、かつ持続可能な活動となるための

総合的な指針を示すために策定したものでございます。

内容といたしましては、8点。 平日1日、土日祝日1日を基本とした週当たり2日以上以上の休養日を設けること。 1日の活動時間は平日2時間、週休日は3時間程度にすること。 夏季休業日には、オフシーズンを設けること。 早朝練習は行わないこと。 大会やイベント等への参加について精査を図ること。 合宿等を行わないこと。 暑さ指数31度以上は運動を禁止すること。 地域のスポーツ人材を活用することを示しております。

本方針につきましては、本年度の1月から3月末を準備期間として、平成31年4月より本格実施する予定としております。

こども未来部長  
(中塚)

続きまして、こども未来部から4点目の「児童虐待防止推進月間について」ご報告させていただきます。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、さまざまな取り組みが実施されています。本市におきましても、これに合わせまして、毎年11月に児童虐待防止に向けた啓発活動などに取り組んでおります。

去る11月1日には、児童虐待の防止に取り組む市や県の関係機関の職員が集まり、川西能勢口駅前の歩行者デッキに啓発用のぼりを設置し、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを啓発するグッズを歩行者へ配付するなど、啓発活動を行いました。

また、11月14日には、キセラ川西プラザにおいて、吉備国際大学保健医療福祉学部教授高橋睦子さんを講師としてお迎えし、児童虐待・DV防止講演会を開催いたしました。「フィンランドのネウボラのエッセンス 子ども虐待防止に資する“ひとつながり”の支援」をテーマに、児童虐待防止、子育て支援に取り組まれている市民の方など45名の参加があり、さまざまな機関の連携により児童虐待の防止に取り組むためのヒントが得られる講演となりました。

その他、広報かわにし11月号への啓発記事の掲載や市役所市民課横の電光掲示板への啓発メッセージの表示などの取り組みを行っております。

今後も、さまざまな機会を通じまして、市民一人一人の見守りが児童虐待の早期発見につながることを知っていただくことで、本市における児童虐待の早期対応、未然防止を推進するとともに、地域社会全体で子どもを見守り、育てていく機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

私から以上です。

教育推進部長  
(若生)

続きまして、5点目、10月分の教育委員の皆様方の活動についてご報告いたします。

加藤委員には、県連合会会長として、滋賀県で行われた全国市町村教育委員会連合会常任理事会・理事会にご出席いただくとともに、その翌日には滋賀県小学校体験学習船を視察いただきました。このほか、小野エクラホールで開催された兵庫県女性教育委員の会総会及び研修会にご出席いただきました。

服部委員には、ひょうご講座の「里山の保全」の講義を初め、阪神シニアカレッジ「生物多様性を守る里山保全」の講義、大阪みどりのトラスト協会の森人塾特別講演において「里山の文化と歴史」の講演、大阪シニア自然大学の現地見学会において、日本一の里山、黒川の重要性などについてご解説いただきました。このほか、南但馬自然学校において、信州大学副学長ほかに、川西市の小学3・4・5年生の体験学習についてご説明いただきました。

鈴木委員には、運動会をご覧いただき、小学校7校、幼稚園6園、保育所2所及び牧の台みどりこども園をご訪問いただきましたほか、小野エクラホールで開催された兵庫県女性教育委員の会総会及び研修会にご出席いただきました。

坂本委員には、運動会をご覧いただき、小学校11校、幼稚園4園、保育所5所及び牧の台みどりこども園をご訪問いただきましたほか、小野エクラホールで開催された兵庫県女性教育委員の会総会及び研修会にご出席いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

以上でございます。

石田教育長

只今の報告について、ご意見・ご質問等はありませんか。

鈴木委員

1番に挙がっています学校、幼稚園、保育所の運動会、体育大会の件なんですけれども、先ほどのご報告にもありましたようにスケジュール的に大変不具合であった今年でしたのに、子どもたちは本当にテンションを下げることなく、そのときにこれまで練習したものをぶつけて演技することができていましたし、そこに至る先生方のご指導、お声かけがきつと適切であったのだなと思いました。

保育所のことなんです、プログラムに巧技台を組み合わせたサーキットをよく盛り込まれていたのですけれども、これは外部のインストラクタ

ーを招いて、全園所で年2回ずつですか、体操教室を行われているその取り組みが随分年を重ねて、子どもたちが実に生き生きと自信を持って各種目に取り組んでいるのが鮮やかな印象でした。それぞれの発達段階を踏まえて、特にこの幼児期に体幹を鍛えるということが大事なんだよというインストラクターのご指導を各園所の先生方が大変よく学ばれていて、ただ、年2回の教室ではあるけれども、日々の保育にそれを生かして指導なさっているのを見てとれまして、そうすると、この先、小学校、中学校へ行っても組み体操ですとかそういう力がこれからは備わって、一旦は自然に身についていたであろう体幹を鍛えるという動きが薄くなっていたかもしれないけれども、今こうやって各園所で取り組んでおられるので、それがこの先にきっと生きてくるだろうなという期待を持ちました。

ありがとうございます。

石田教育長

ありがとうございます。よろしいですか。

サーキットについては、私も今日ある保育所を訪問したんですけれども、やはり1つの種目じゃなくいろいろなことを組み合わせることで子どもたちも興味を持つしということで、非常に勉強になりましたという言葉聞いていますので、やっぱりそういう視点で考えていくのが大事ななと思います。ありがとうございました。

ほかよろしいですか。

それでは、事務状況報告については以上といたします。

石田教育長

では次に、日程第4、議案第45号「工事計画の策定及び執行の申し出について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長  
(岩脇)

それでは、議案第45号「工事計画の策定及び執行の申し出について」ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本案は、川西市子ども・子育て計画に基づき、市立川西幼稚園と川西保育所の老朽・耐震対策とともに、児童の教育・保育環境の充実を図るため、両施設を一体化した(仮称)市立川西こども園の整備に係る工事計画の策定及び執行の申し出について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めるものであります。

議案書2ページの別紙「工事計画の策定及び執行の申し出内訳書」をご覧ください。

まず、工事名称は、1にありますとおり「(仮称)市立川西こども園整

備工事」でございます。

次に、2の工事場所は川西市栄根1丁目1番1号でありまして、議案書3ページの参考1には、当該工事場所の位置図とあわせまして、配置図に新築する建物を斜線の範囲で表示しています。

続いて、3の工事概要であります。敷地面積は現川西保育所の敷地に小学校用地のうちの約60平方メートルを加えました1,142.83平方メートルで、建物構造は鉄骨造3階建、延床面積は1,275.89平方メートルとなっております。

(1)の建築工事につきましては、最初に、参考1の配置図に点線で示しております現川西保育所の解体工事から実施をいたします。続いて、建築本体工事につきましては、議案書4ページの参考2をご覧ください。1階に職員室、保健室、調理室、保育室などを、2階に保育室などを整備し、3階には遊戯室と屋上園庭の整備を実施いたします。なお、保育室につきましては、1階を0歳から2歳児が、2階を3歳から5歳児が使用する予定としております。

議案書2ページの内訳書に戻っていただきまして、付帯施設工事についてであります。植栽を含む園庭、外構などの工事を実施いたします。次に、(2)電気設備工事につきましては、受変電設備工事、自動火災報知設備工事などを、また(3)の機械設備工事につきましては、各室に空調設備を設置する工事や、給排水設備、ガス設備工事などを実施いたします。

本件の施工につきましては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づいて資格を定めて行います。いわゆる制限つき一般競争入札を行いました結果、内訳書の4から6に記載していますとおり、契約の相手方を株式会社森長工務店とし、契約金額を4億9,140万円、工期を契約締結の日から平成32年3月16日までとする工事請負契約を締結しようとするところでございます。

なお、川西保育所は、年内に川西小学校の運動場内に設置します仮設園舎に移転し、来年当初から工事期間中における保育を行う予定としております。また、川西小学校運動場には、新たに工事車両の搬入路を設置いたしますが、小学校側とは十分に協議を行い、児童の登下校時や運動場使用時など、安全には十分注意を払いながら工事を実施してまいります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第45号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第45号につきましては、可決されました。

石田教育長 では次に、日程第5、議案第46号「川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

幼児教育保育 課長(丸野) それでは、議案第46号「川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、川西市立牧の台みどりこども園において、平成31年6月から、地域こども預かり保育を開始するに当たり、必要な事項を定めるため本案を提出するものでございます。

以下、条例の本文につきまして、議案書7ページと8ページ、また、議案書9ページの新旧対照表でご説明いたします。

改正内容の説明に先立ち、今回、開始しよういたします地域こども預かり保育の事業内容と保育料金設定の考え方についてご説明いたします。

この事業は、満1歳以上の子どもを対象に、家庭の事情により一時的に保護者等が保育できないときに、日中、一時的に子どもを預かる事業で、名称を「地域こども預かり保育」といたしました。

平日の午前9時から午後5時までの時間内で、一日に3人から5人程度の子どもたちを保育いたします。原則として市内在住者で、事前の利用登録制とします。平成31年4月1日から利用登録の受け付けを開始し、同年6月1日から保育を始めます。

保育料金の設定は、キセラ川西のこども・若者ステーションで行っております同様の預かり保育の料金と同等の水準にいたしました。区分は、4

時間までと、4時間を超え8時間までの2区分としました。納付方法は、利用当日までに利用者が市内の指定金融機関で納入してもらうことといたしました。

なお、当該保育事業は、市立認定こども園開園の初年度においては、園の通常保育を安定して行うことを優先する理由から実施せず、2年目から開始するものとしております。そのため、牧の台みどりこども園は平成31年6月より開始する予定でございます。

では、議案書7ページをお開き願います。

第2条の第4項におきまして、地域こども預かり保育の内容、利用できる子どもの年齢、また、その保育料は別表第3に定め、利用時間に応じて納めていただくことなどを規定しようとするものです。

次に、第5項から第7項において、園が徴収する各種保育料の納入期限を、その種別ごとに整理するため追加しております。

第5項と第6項において、現在徴収しております保育料、一時預かり保育料及び延長保育料の納入期限をより明確に規定し、第7項において、このたび新たに実施します地域こども預かり保育料の納入期限を、原則として、利用日当日までと規定しようとするものです。

別表第3は、第2条第4項に規定した地域こども預かり保育料として、開設時間の午前9時から午後5時までの時間内において、4時間までを日額1,600円、4時間を超えて8時間までは3,200円と定めようとするものです。

次に、付則の第1項と第2項で、この条例は平成31年6月1日から施行し、地域こども預かり保育を実施するに当たり、利用登録の事前受け付けなどの必要な準備行為は、4月1日から行えることとしております。

議案書9ページをお開きください。

新旧対照表におきまして、只今説明いたしました内容で、第2条第4項から第7項まで及び別表第3に地域こども預かり保育料の詳細を記載しております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第46号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長      ご異議なしと認めます。よって、議案第46号につきましては、可決されました。

石田教育長      では次、日程第6、議案第47号「川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

幼児教育保育課長(丸野)      それでは、議案第47号「川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、川西市立牧の台みどりこども園において、平成31年6月1日から地域こども預かり保育を開始するとともに、川西市立幼保連携型認定こども園の運営に係る規定の整備等を図るため、規則を改正する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

以下、規則の本文につきまして、議案書11ページと12ページ、また、議案書13ページの新旧対照表でご説明いたします。

では、議案書11ページをお開き願います。規則の改正内容をご説明いたします。

まず初めに、第21条及び第22条の改正につきましては、現行の保育の実施内容との整合を図るなどの必要がございますので、文言の整理をしようとするものです。

次に、第29条の規定を第33条に繰り下げ、第28条の規定を第29条とし、この後に運営に関する規定を3条にわたり追加しようとするものです。

第30条では「緊急時における対応」の規定としまして、その第1項で感染症や集団的な疫病の発生時など緊急時における対応を、第2項で、医師や保健所などの関係機関との連携を定めました。

第31条では「非常災害対策」の規定といたしまして、警備や防災の安全計画を策定し、関係機関への連絡体制の整備や必要な訓練の実施を定め

ました。

第32条では「虐待防止の措置」の規定といたしまして、第1項で虐待防止の体制整備など必要な措置を講じること、第2項では虐待を受けている、またはその疑いがある子どもを発見したときの措置や報告義務を定めました。

次に、第27条を第28条とし、第23条から第26条までを1条ずつ繰り下げ、第22条の次に、新たに平成31年6月1日から、市立牧の台みどりこども園で開始する地域こども預かり保育の事業規定を新たに定めました。

議案書の12ページをお開きください。

第23条「地域こども預かり保育」について、その条文をご説明いたします。

当該保育事業の内容は、先ほどの議案第46号で説明いたしましたとおりでございます。第23条の第1項に、利用できる子どもの条件を定め、第2項で、当該保育の実施日は、祝日、土曜、日曜、1月1日、1月3日、12月29日から31日以外の日とすることを定めております。

第3項では、当該保育の利用手続については、実施要項などで別に定めることを規定しております。

次に、付則の第1項と第2項で、この規則は平成31年6月1日から施行し、地域こども預かり保育を実施するに当たり、利用登録の事前受け付けなどの諸準備行為は4月1日から行えると決めました。

最後に、議案書13ページをお開きください。新旧対照表で今回改正します部分をご説明いたします。

第21条の第1項と第2項、第22条の第2項を改正し、第23条で新たに始める「地域こども預かり保育」を規定しました。

第30条「緊急時における対応」、第31条「非常災害対策」、第32条「虐待防止の措置」を新たに定め、運営に係る規定の見直しを図るとともに、第33条を補則といたしました。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

坂本委員

6月から地域こども預かりが始まるということで、4月から手続とかが始まるんですが、4月は年度が始まったところで先生方もとてもお忙しい

と思いますので、普通の事業が普通に行われるように、そこに無理な力が加わらないような形でスタッフの増員であるとかご配慮いただけたらうれしいなと思います。

幼児教育保育課長（丸野） ご意見ありがとうございます。新年度で事務が滞らないように、また市民の方にご迷惑をかけないように万全の準備を図っていきたいと思っております。ありがとうございます。

石田教育長 ほかございませんか。

加藤委員 これ議案46号と47号って、順番はあるんですか。47が先のほうが分かりよいような気もしないでもないですが、何か別にルールがあるのかなと思ったり。46を先にした理由。

こども未来部副部長（山元） 今回、46号のほうを先にご審議いただきましたのは、条例というふうなことでございます。規則よりも上位の規程というふうな位置づけでありますものですから、その上位の規程であります条例のほうを先にご審議いただいて、その下位の規程になります規則を後にご審議いただいたと、そういった次第でございます。確かにご指摘のとおり規則のほうが今回実施しようとする事業の概要を定めておるところでございますので、わかりやすさからいいますとまさにご指摘のとおりかもしれませんけれども、例規のほうの上位、下位というふうな順番でいいますと、先ほど申し上げましたとおりでございますので、今回そのようにさせていただいたと。そういうところでご理解いただけたらと思います。

加藤委員 順番が逆だと、どっちかが可決されなかったときに困るという考え方やね。条例が先というのは、了解です。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第47号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第47号につきましては、可決されました。

石田教育長       では、以上で本日の議事はすべて終わりました。

石田教育長       次回の定例教育委員会は、12月20日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長       これをもちまして、第15回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。

[ 閉会 午後2時04分 ]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成30年12月20日

署名委員       服   部       保

加 藤 隆一郎